

宮代町子ども医療費支給に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>現物給付 次条に規定する対象者が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、町が対象者に代わって医療費を当該医療機関等に支払うことをいう。</u></p> <p>(助成金の支給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定による対象のこどもの医療費の支給期間は、通院に係るこどもの医療費については対象のこどもが15歳に達する日以後の最初の3月31日まで、入院に係るこどもの医療費については対象のこどもが18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。</u></p> <p>(支給の方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、町は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する</u> <u>_____場合には、こども医療費を代わって当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(助成金の支給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定による対象のこどもの医療費の支給期間は、対象のこどもが15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。</u></p> <p>(支給の方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、町は、対象のこどもが、町長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、こども医療費を代わって当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p>

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(支給の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町は、<u>埼玉県内の医療機関等が現物給付（対象者が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、町が対象者に代わって医療費を当該医療機関等に支払うことをいう。）を実施する場合には、一部負担金等を代わって当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(支給の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町は、<u>受給者が町長の指定する医療機関等で医療を受けた</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____場合</p> <p>には、一部負担金等を代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 (略)</p>

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(支給の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町は、<u>埼玉県内の医療機関等が現物給付(対象者が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、町が対象者に代わって医療費を当該医療機関等に支払うことをいう。)</u>を実施する場合には、ひとり親家庭等医療費を代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(支給の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町は、<u>受給者が、町長の指定する医療機関等で医療を受けた</u> _____ _____ _____ 場合 には、ひとり親家庭等医療費を代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 (略)</p>